

第41回

標茶町産業まつりの開催日が決まりました。

平成26年度「標茶町産業まつり」を開催します。内容など詳細が決まりましたら、随時お知らせします。

■日時／9月14日(日) 午前9時30分～午後3時

■場所／釧路川標茶緑地公園特設会場

■問い合わせ／

標茶町産業まつり実行委員会事務局

●JAしべちゃ (☎485-2103)

●役場農林課農業企画係 (16番窓口☎485-2111内線246)

●商工会 (☎485-2264)



ピルカ・トウロ 休館のお知らせ

平成25年10月1日から休館していました食材供給施設ピルカ・トウロは、引き続き、営業を休止しますのでお知らせします。

■問い合わせ／役場農林課農業企画係 (16番窓口☎485-2111内線241)

農地などに 太陽光発電設備を 設置される方へ

農地や農家住宅周辺などに太陽光発電設備を設置する場合は、設置しようとする場所の現在の農地区分や設置施設の条件により制限があり、許可が必要となる場合があります。許可可能な場合でも、申請から許可まで2～6カ月程度の期間がかかる場合がありますので、計画がある方はお早目に下記まで連絡してください。

太陽光発電設備に係る農業振興地域の整備に関する法律（農振法）・農地法の許可の概要

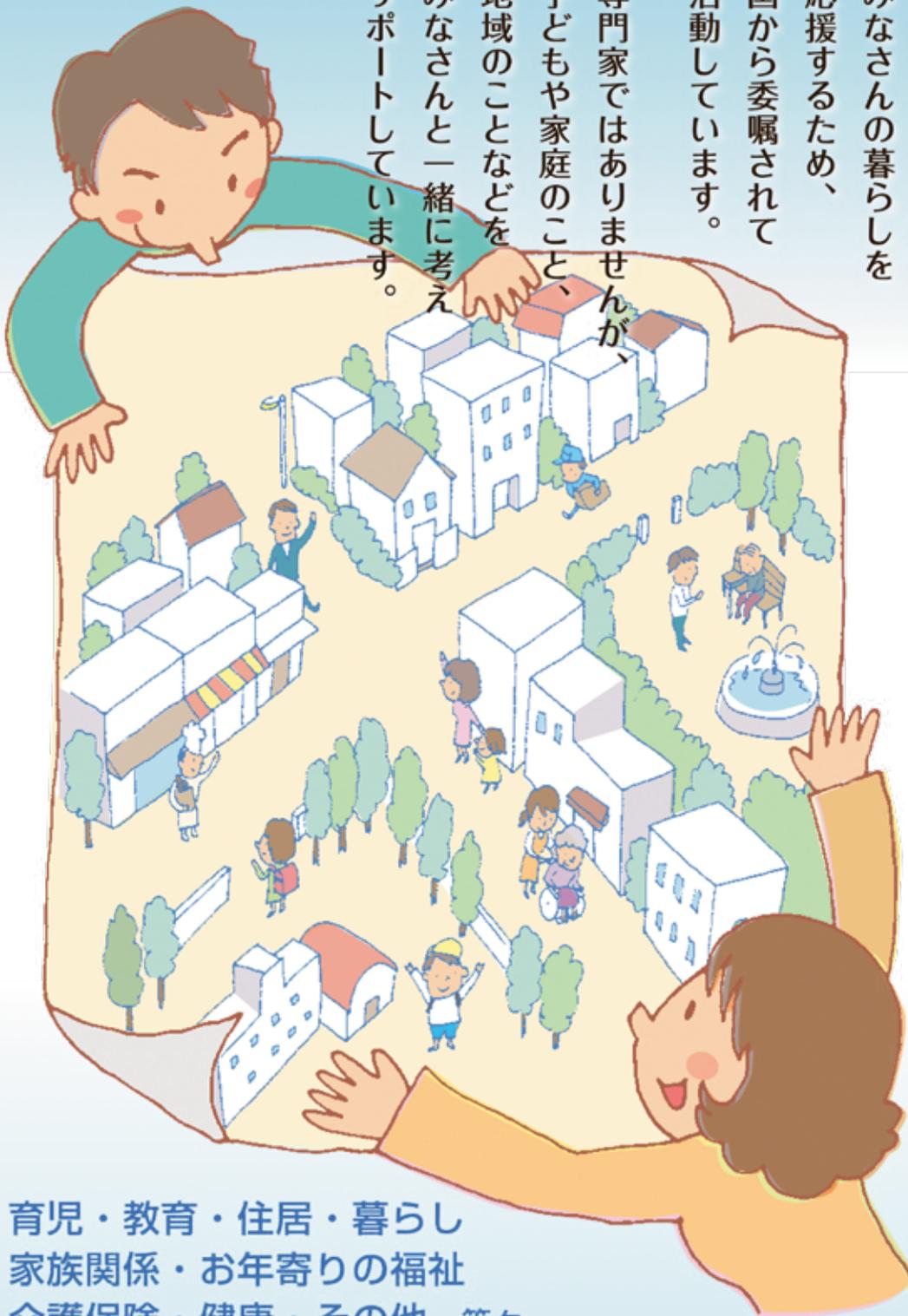
法律	農地区分	許可の方針	必要手続き
農振法	農振農用地区域	原則不許可（売電目的の場合） 【許可することができる場合】 ・農業用施設の付帯施設として一体的に設置する場合 ・住宅用に設置する場合で法令による要件を満たす場合	農業用施設用… 用途区分変更・ 開発行為申請 住宅用… 農用地区域除外申請
	甲種農地	原則不許可（設置施設などの条件により許可可能な場合有り）	農地転用
農地法	第1種農地		
	第2種農地		
	第3種農地	原則許可	

■問い合わせ／役場農林課農業企画係 (16番窓口☎485-2111内線242)

役場農業委員会事務局 (17番窓口☎485-2111内線171)

広げよう 地域に根ざした 思いやり

みなさんの暮らしを
応援するため、
国から委嘱されて
活動しています。
専門家ではありませんが、
子どもや家庭のこと、
地域のことなどを
みなさんと一緒に考え
サポートしています。



お元気ですか、
わたしたち
民生委員児童委員は、
あなたの一番
身近な相談員
です。



民生委員児童委員は、
青い門標とマークが
めじるし!

育児・教育・住居・暮らし
家族関係・お年寄りの福祉
介護保険・健康・その他 等々

暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなどお気軽にご相談ください。

相談のプライバシーは守ります!

標茶町民生児童委員協議会

こんなことしています

民生委員法により、民生委員児童委員は国・北海道から委嘱されますが、皆さんと同じ住民の一人であり、活動はボランティアです。わたしたちの地域を暮らしやすいものにするために、さまざまな活動を行ったり、暮らしに関する相談を受けています。

困ったことや心配事、援助を必要とする相談には、住民の立場に立って対応します。また、福祉サービスに関する情報提供や、社会福祉施設や社会福祉に関する活動を行う人などとの連携で、問題解決のお手伝いもします。

どのまちにも必ずいます

民生委員児童委員は、

- 10万人以上の市…170～360世帯ごとに1人
 - 10万人未満の市…120～280世帯に1人
 - 町村…70～200世帯までのいずれかの数の世帯ごとに1人という基準で配置
- ※北海道（札幌市を除く）には9,976人の民生委員児童委員が活動しています。

民生委員と児童委員？

民生委員は、子どもに関することを応援する児童委員も兼ねています。普通、民生委員と呼ばれていますが、「民生委員児童委員」が正しい名称です。また、子どものことを専門に活動する主任児童委員もいます。子どもたち自身や若いご両親などと話し合いながら、健やかに成長することを願っています。問題解決や予防に向け、地域の方や相談者と一緒に専門機関と連携しながら取り組んでいきます。

プライバシーは守ります

民生委員児童委員には守秘義務があります（※）。あなたの相談内容や身の上などの個人の秘密を守り、人格を尊重することが民生委員法に明記されています。決して外へ漏れる心配はありません。安心して相談することができます。

※民生委員法第15条

民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人権、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなど
お気軽にご相談ください

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他



家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他



その他困りごと

- 心身の疾病や生涯に関する相談事

育児・教育のこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること（職業や年金など）
- 生活福祉資金などの各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他



暮らしのこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他

